

もし保険期間中にケガの入通院・病気入院等をしてしまったら…

保険金・給付金の請求方法はこれら!!

- ①まずは、生活協同組合コープながの学校職域センターへお電話ください!!
《フリーダイヤル 0120-474-784》



グループ保険部分・医療保障保険(基本プラン)
医療サポート保険
(生命保険部分)

- ②コープながのから必要書類が送られます。



- ③必要書類を揃えてコープながのへご返送ください。



- ④査定後、お支払い条件に該当しましたら、保険金・給付金が支給されます。



普通傷害部分・生活保障部分・医療保障保険
(損害保険部分) (αプラン)

- ②電話連絡時に状況を教えてください。



- ③後日、引受損害保険会社より確認のため連絡があるか、必要書類が送られます。



- ④必要書類を揃えて、引受損害保険会社へご返送ください。



- ⑤査定後、お支払い条件に該当しましたら、保険金が支給されます。

★ 2月1日更新の、ライフガード・ロングガード・Re(リ)ガード・ヘルスガードについても、
請求事由が発生した場合には上記のコープながの学校職域センターまでご連絡ください。★

保険金・給付金のご請求について

- 病気・ケガ等の状況、入院・通院日数等によっては、お手続きが異なる場合がございますので了承ください。
- 生命保険部分と損害保険部分ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。
- 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、速やかにコープながの学校職域センターにご連絡のうえ、コープながの学校職域センターを経由して引受保険会社にご請求ください。
- 保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間で請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- 損害保険部分（普通傷害部分・生活保障部分・医療保障保険(αプラン)）については保険事故発生から30日以内にご連絡ください。正当な理由なくご連絡頂けなかった場合、そのお支払いができなくなることがあります。
- ご請求があった場合で、引受保険会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について

- ご加入の本人・配偶者・こどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受保険会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受保険会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

2023年

責任開始期(加入日) 2023年9月1日

教職員グループ保険

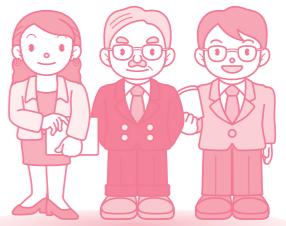
グループ保険

災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付
年金特約付半年払保険料併用特約付団体定期保険【生命保険】

(グループ保険 普通傷害部分) 天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】

(グループ保険 生活保障部分) 天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付普通傷害保険

(青年アクティブ型)【損害保険】



医療保障保険

(基本プラン) 短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】

(αプラン) 医療保険【損害保険】

Point1
お手頃な保険料
で大きな保障

団体制度ならではのスケールメリットにより、加入者が増え、加入規模が大きくなるとさらに保険料がお手頃になります。

Point2
配当金の還付

1年ごとに収支計算を行い、剰余金があれば配当金としてお支払いします。
※グループ保険の損害保険部分および医療保障保険(αプラン)、医療サポート保険には配当金はありません。

Point3
1年ごとにコースの
見直し可能

生活設計に合わせて毎年変更ができます。

NEW 医療サポート保険

家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】

※【契約概要】【注意喚起情報】はP47~P51に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、
お申込みください。

【教職員グループ保険ご加入にあたって】 当制度へのご加入には、長野県(県費)の教職員でコープながの(学校職域運営協議会)に所属の組合員であることが必要です。市町村費等で現在加入中の教職員は現在の加入内容以下でご継続いただけます。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

申込締切日(全制度共通) 2023年5月22日(月)

生活協同組合コープながの学校職域運営協議会

生活協同組合コープながの 学校職域センター TEL 026-261-1212

フリーダイヤル 0120-474-784 (月~金の平日9:00~17:45)

※照会受付時間終了後は03-5289-7590まで



『教職員グループ 保険』の制度概要

	制度名	加入対象者	保障内容(○は保障あり、-は保障なし)										保障内容等 記載ページ	退職後の取扱い
			死亡 保険金	高度(後遺)障害 保険金	特定疾病 保険金	入院給付金(保険金)	手術給付金(保険金)	通院保険金	賠償責任 保険金	所得補償 保険金				
今回手続きできるコース 9月1日 更新制度	グループ保険 (注1)	グループ保険部分	○ 	○ 	-	-	○ (5日以上)	-	○	-	-	7~12 ページ	退職後団体扱で70歳まで継続可能 【現職中の制度内容のまま継続】 (満了時保険年齢71歳) (注3)	
		普通傷害部分	○ 	○ (ケガによる)	-	-	○ (1日目から)	-	-	○ (1日目から)	-	7~12 ページ	退職後団体扱で70歳まで継続可能 【現職中の制度内容のまま継続】 (満了時保険年齢71歳) (注3)	
		生活保障部分	○ 	○ (ケガによる)	-	-	○ (1日目から)	-	-	○ (1日目から)	○	13~14 ページ	退職後団体扱で70歳まで継続可能 【現職中の制度内容のまま継続】 (満了時保険年齢71歳) (注3)	
	医療保障保険	基本プラン	○ 	-	-	○ (継続して2日以上)	○ (継続して2日以上)	-	-	-	-	15~16 ページ	退職後団体扱で69歳まで継続可能 【現職中の制度内容のまま継続】 (満了時保険年齢70歳) (注3)	
		αプラン	-	-	-	○ (1日目から)(注2)	-	○	○	-	-	17~20 ページ	退職後個人保険で NEW 「退職後終身医療保険」へ移行(加入)可能(注4)	
医療サポート保険 2月1日 更新制度	医療サポート保険		-	-	-	○ (1日目から)	○ (1日目から)	○ (入院を伴わない)	○ (入院を伴わない)	-	-	21~22 ページ	退職後団体扱で69歳まで継続可能 【現職中の制度内容のまま継続】 (満了時保険年齢70歳) (注3)	
	ライフガード (7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)		○ 	○ 	○	-	-	-	-	-	-		退職後団体扱で70歳まで継続可能 【現職中の制度内容のまま継続】 (満了時保険年齢71歳) (注3)	
	ロングガード (リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)		○ 	○ 	-	-	-	-	-	-	-		【従来タイプ】退職後団体扱で69歳まで継続可能 【現職中の制度内容のまま継続】 (満了時保険年齢70歳) (注5)	
	Re(リ):ガード (精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】)		-	-	-	-	-	-	-	-	○		【新タイプ】退職後団体扱で74歳まで継続可能 【現職中の制度内容のまま継続】 (満了時保険年齢75歳) (注5)	
	ヘルスガード (代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険【生命保険】)		○ 	○ 	-	○	○	○	○	-	-		退職後のお取扱いはありません。	
各制度取扱内容	積立年金 (拠出型企業年金保険【生命保険】)		○ 	将来年金として受け取るための積立										退職後のお取扱いはありません。

※記載の年齢は保険年齢です。

※2月1日更新制度については、秋(9~10月)にお申込み内容変更手続を承ります。

※2月1日更新制度の詳細につきましては8月頃配布いたしますパンフレットをご参照ください。

※今回は2月1日更新制度のお申込み、内容変更はできません。

※記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

(注1)グループ保険と普通傷害保険と普通傷害保険(青年アクティブ型)ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。詳細はパンフレット7~14ページをご参照ください。

(注2)三大疾病、所定の生活習慣病で入院した場合、女性疾患で入院(オプション)した場合のみ

(注3)グループ保険退職コース、普通傷害部分、生活保障部分、医療保障保険退職コース(基本プラン)・(αプラン)、医療サポート保険退職コース、ライフガード退職コース、ヘルスガード退職コースの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

(注4)「退職後終身医療保険」の商品内容等については、引受保険会社(明治安田生命保険相互会社)の担当部署(担当者)までお問い合わせください。また「退職後終身医療保険」と移行前制度の退職後団体扱継続制度に分割して加入することはできません。

(注5)ロングガード退職コースの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

退職後制度

教職員グループ保険が退職後も団体扱で継続できます!

【団体扱の特長】

①保険料がお手頃 ※現職中同様に、スケールメリットがあり保険料がお手頃です。

②払込は月払 ※1回の保険料払込金額を抑えることができます。

③配当金を還付 (グループ保険退職コース、医療保障保険退職コース)

※1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。

配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、

将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

※グループ保険退職コースの損害保険部分および医療保障保険退職コース(αプラン)には配当金はありません。

加入資格一覧

【グループ保険部分】

加入資格

本人…長野県（県費）の教職員でコープながの（学校職域運営協議会）に所属の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2023年9月1日現在満14歳6ヶ月を超え、満61歳6ヶ月までの方（ただし、継続は満70歳6ヶ月まで可能です）

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2023年9月1日現在満15歳6ヶ月を超え、満61歳6ヶ月までの方（ただし、継続は満70歳6ヶ月まで可能です）

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・こども

【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

こども…本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します）で申込書記載の告知内容に該当し、2023年9月1日現在満2歳6ヶ月を超え、満22歳6ヶ月までの方

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者・こども共通

【過去12カ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去12ヶ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。

《別表》がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

【普通傷害部分】

加入資格

本人…グループ保険部分に加入している（今回加入する場合を含みます。）長野県（県費）の教職員でコープながの（学校職域運営協議会）に所属の組合員で、2023年9月1日現在満14歳6ヶ月を超え満61歳6ヶ月までの方（ただし、継続は満70歳6ヶ月まで可能です）

なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【生活保障部分】

加入資格

本人…グループ保険部分に加入している（今回加入する場合を含みます。）長野県（県費）の教職員でコープながの（学校職域運営協議会）に所属の組合員で、2023年9月1日現在満14歳6ヶ月を超え満61歳6ヶ月までの方（ただし、継続は満70歳6ヶ月まで可能です）

配偶者…本人の配偶者で、2023年9月1日現在満15歳6ヶ月を超え満61歳6ヶ月までの方（ただし、継続は満70歳6ヶ月まで可能です）

こども…本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します）で、2023年9月1日現在0歳から満22歳6ヶ月までの方

なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【医療保障保険（基本プラン・αプラン）】

加入資格

本人…長野県（県費）の教職員でコープながの（学校職域運営協議会）に所属の組合員でグループ保険加入の本人（今回加入する場合を含みます）で、申込書記載の告知内容に該当し、年齢が満14歳6ヶ月を超え、満69歳6ヶ月まで（2023年9月1日現在）の方です。

配偶者…グループ保険加入の配偶者（今回加入する場合を含みます）で、申込書記載の告知内容に該当し、年齢が満15歳6ヶ月を超え、満69歳6ヶ月まで（2023年9月1日現在）の方です。

日現在）の方です。ただし、配偶者のみのお申込みはできません。本人とセットでご加入ください。

こども…グループ保険加入のこどもで申込日現在、申込書記載の告知内容に該当し、年齢が満22歳6ヶ月まで（2023年9月1日現在）の方です。ただし、こどものみのお申込みはできません。本人とセットでご加入ください。

※「αプラン」への加入は「基本プラン」加入が条件です。

本人・配偶者・こども共通

【過去3カ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去3ヶ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。

（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去2年内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

（注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

（配偶者・子どもの加入について）

- ・こどもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
- ・配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・配偶者・子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。

・こどもを加入させるとときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。

・こどもは「αプラン」には加入できません。

・本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者・こども、親は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こども、親は同時に脱退となります。

【親介護保険部分】

加入資格

本人・配偶者の親…本人および配偶者の戸籍上の実父母（養父母を除く）で、申込書記載の告知内容に該当し、2023年9月1日現在満29歳6ヶ月を超えて満80歳6ヶ月までの方

【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

【過去5年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去5年内に、下記の項目で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。

（注）「治療」には、指示・指導を含みます。

心筋こうそく、脳卒中（脳出血、脳こうそく、くも膜下出血）、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

・申込日（告知日）より起算して過去5年内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。

【今までの健康状態】

公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことではありません。

加入資格一覧

【医療サポート保険】

加入資格

本人…長野県（県費）の教職員でコーピーながの（学校職域運営協議会）に所属の組合員でグループ保険加入の本人（今回加入する場合を含みます）で、申込書記載の告知内容に該当し、年齢が満14歳6カ月を超え、満69歳6カ月まで（2023年9月1日現在）の方です。

配偶者…グループ保険加入の配偶者（今回加入する場合を含みます）で、申込書記載の告知内容に該当し、年齢が満17歳6カ月を超え、満69歳6カ月まで（2023年9月1日現在）の方です。ただし、配偶者のみのお申込みはできません。本人とセットでご加入ください。

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども

【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注) ①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

子ども…グループ保険加入の子どもで申込日現在、申込書記載の告知内容に該当し、年齢が満22歳6カ月まで（2023年9月1日現在）の方です。ただし、子どものみのお申込みはできません。本人とセットでご加入ください。

本人・配偶者・子ども共通

【過去3カ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。

(注) 検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

(注) ①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいります。
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、給付金をお支払いできない場合があります。

グループ保険

〈災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付年金払特約付
半年払保険料併用特約付団体定期保険【生命保険】〉

+ 普通傷害部分

〈天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険
【損害保険】〉

意向確認【ご加入前のご確認】

グループ保険・普通傷害部分は、以下の保障(補償)の確保を主な目的とする生命保険・損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。(グループ保険部分)

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。(普通傷害部分)

保障内容

加入対象区分	グループ保険部分										普通傷害部分									
	申込年	初年度	平均	最終年度	支給期間	年金受取額	年金部分	年金原資(注1)	初年度一時金(注1)	年金原資(注1)	不慮の事故を原因として事故の日から180日以内のすべて一時金の場合	死(注2)	亡(注3)	高度障害(注4)	身体障害(注4)	5日以上の入院(注5)	死亡保険金	後遺障害保険金	入院保険金	手術保険金
A	約9.6	13.1	16.6	25	3,938	3,500	500	4,000	800	800	80~560	12,000								
B	8.2	11.2	14.2	25	3,376	3,000	500	3,500	700	700	70~490	10,500								
C	8.8	11.4	13.9	20	2,737	2,500	500	3,000	600	600	60~420	9,000								
D	11.2	13.6	15.9	15	2,450	2,300	500	2,800	560	560	56~392	8,400								
E	5.5	7.5	9.4	25	2,250	2,000	500	2,500	500	500	50~350	7,500								
F	6.0	7.7	9.4	20	1,861	1,700	500	2,200	440	440	44~308	6,600								
G	13.7	15.5	17.4	10	1,867	1,800	200	2,000	400	400	40~280	6,000								
H	7.8	9.4	11.1	15	1,704	1,600	200	1,800	360	360	36~252	5,400								
I	20.6	21.8	23.1	5	1,313	1,300	200	1,500	300	300	30~210	4,500								
J	7.6	8.6	9.6	10	1,037	1,000	200	1,200	240	240	24~168	3,600								
K	12.7	13.4	14.2	5	808	800	200	1,000	200	200	20~140	3,000								
L	9.5	10.1	10.6	5	606	600	200	800	160	160	16~112	2,400								
M	4.7	5.0	5.3	5	303	300	200	500	100	100	10~70	1,500								
N	3.9	4.2	4.4	5	252	250	200	450	90	90	9~63	1,350								
O	3.1	3.3	3.5	5	202	200	200	400	80	80	8~56	1,200								
P	3.1	3.3	3.5	5	202	200	100	300	60	60	6~42	900								
Q	3.1	3.3	3.5	5	202	200	—	200	40	40	4~28	600								

上記年金額は、通増率3%の場合です。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

●年金原資とは年金支払いの基となる死亡・高度障害保険金のことです。

(注1) 一般の死亡または高度障害

死亡・高度障害保険金

(注2) 不慮の事故による死亡、特定感染症による死亡

死亡保険金+災害保険金

(注3) 不慮の事故による高度障害

高度障害保険金+障害給付金（給付割合表第1級）

(注4) 不慮の事故による身体障害（程度により）

障害給付金（給付割合表第2級～第6級）

(注5) 不慮の事故による5日以上の入院（120日を限度として）

入院給付金

ボーナス給付の保障内容・保険料

記載の年金額は、 通増率3%の場合です。	「1」『C~Qコースに付加できます』				「2」『B~Qコースに付加できます』			
	給付額	支給期間	受取総額	年金原資(注1)	給付額	支給期間	受取総額	年金原資(注1)
年2回 平均 約51.8万円	10年	約1,037万円	1,000万円	年2回 平均 約50.5万円	5年	約505万円	500万円	
年齢／性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15~35歳 (昭63.3.2~平21.3.1生)	5,810	円	3,730	円	2,905	円	1,865	円
36~40歳 (昭58.3.2~昭63.3.1生)	7,410		6,240		3,705		3,120	
41~45歳 (昭53.3.2~昭58.3.1生)	10,040		7,650		5,020		3,825	
46~50歳 (昭48.3.2~昭53.3.1生)	14,380		10,830		7,190		5,415	
51~55歳 (昭43.3.2~昭48.3.1生)	20,930		14,630		10,465		7,315	
56~60歳 (昭38.3.2~昭43.3.1生)	30,230		18,540		15,115		9,270	
61~65歳 (昭33.3.2~昭38.3.1生)	46,270		24,600		23,135		12,300	
66~70歳 (昭28.3.2~昭33.3.1生)	68,610		33,170		34,305		16,585	

注意！

- ・ボーナス給付「1」は、A・Bコースには付加できません。
- ・ボーナス給付「2」は、Aコースには付加できません。
- ・ボーナス給付のみの加入はできません。

月額保険料

●()内は生命保険部分「グループ保険部分」の保険料です。

加入対象区分	申込コース	年齢 性別	月額保険料							
			15~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~70歳
現職制度	A	男性	5,520円 (5,000)	6,560円 (6,040)	8,280円 (7,760)	11,120円 (10,600)	15,400円 (14,880)	21,480円 (20,960)	31,960円 (31,440)	46,560円 (46,040)
		女性	4,160 (3,640)	5,800 (5,280)	6,720 (6,200)	8,800 (8,280)	11,280 (10,760)	13,840 (13,320)	17,800 (17,280)	23,400 (22,880)
	B	男性	4,895 (4,375)	5,805 (5,285)	7,310 (6,790)	9,795 (9,275)	13,540 (13,020)	18,860 (18,340)	28,030 (27,510)	40,805 (40,285)
		女性	3,705 (3,185)	5,140 (4,620)	5,945 (5,425)	7,765 (7,245)	9,935 (9,415)	12,175 (11,655)	15,640 (15,120)	20,540 (20,020)
	C	男性	4,270 (3,750)	5,050 (4,530)	6,340 (5,820)	8,470 (7,950)	11,680 (11,160)	16,240 (15,720)	24,100 (23,580)	35,050 (34,530)
		女性	3,250 (2,730)	4,480 (3,960)	5,170 (4,650)	6,730 (6,210)	8,590 (8,070)	10,510 (9,990)	13,480 (12,960)	17,680 (17,160)
	D	男性	4,020 (3,500)	4,748 (4,228)	5,952 (5,432)	7,940 (7,420)	10,936 (10,416)	15,192 (14,672)	22,528 (22,008)	32,748 (32,228)
		女性	3,068 (2,548)	4,216 (3,696)	4,860 (4,340)	6,316 (5,796)	8,052 (7,532)	9,844 (9,324)	12,616 (12,096)	16,536 (16,016)
	E	男性	3,645 (3,125)	4,295 (3,775)	5,370 (4,850)	7,145 (6,625)	9,820 (9,300)	13,620 (13,100)	20,170 (19,650)	29,295 (28,775)
		女性	2,795 (2,275)	3,820 (3,300)	4,395 (3,875)	5,695 (5,175)	7,245 (6,725)	8,845 (8,325)	11,320 (10,800)	14,820 (14,300)
現職制度	F	男性	3,270 (2,750)	3,842 (3,322)	4,788 (4,268)	6,350 (5,830)	8,704 (8,184)	12,048 (11,528)	17,812 (17,292)	25,842 (25,322)
		女性	2,522 (2,002)	3,424 (2,904)	3,930 (3,410)	5,074 (4,554)	6,438 (5,918)	7,846 (7,326)	10,024 (9,504)	13,104 (12,584)
	G	男性	3,020 (2,500)	3,540 (3,020)	4,400 (3,880)	5,820 (5,300)	7,960 (7,440)	11,000 (10,480)	16,240 (15,720)	23,540 (23,020)
		女性	2,340 (1,820)	3,160 (2,640)	3,620 (3,100)	4,660 (4,140)	5,900 (5,380)	7,180 (6,660)	9,160 (8,640)	11,960 (11,440)
	H	男性	2,770 (2,250)	3,238 (2,718)	4,012 (3,492)	5,290 (4,770)	7,216 (6,696)	9,952 (9,432)	14,668 (14,148)	21,238 (20,718)
		女性	2,158 (1,638)	2,896 (2,376)	3,310 (2,790)	4,246 (3,726)	5,362 (4,842)	6,514 (5,994)	8,296 (7,776)	10,816 (10,296)
	I	男性	2,395 (1,875)	2,785 (2,265)	3,430 (2,910)	4,495 (3,975)	6,100 (5,580)	8,380 (7,860)	12,310 (11,790)	17,785 (17,265)
		女性	1,885 (1,365)	2,500 (1,980)	2,845 (2,325)	3,625 (3,105)	4,555 (4,035)	5,515 (4,995)	7,000 (6,480)	9,100 (8,580)
	J	男性	2,020 (1,500)	2,332 (1,812)	2,848 (2,328)	3,700 (3,180)	4,984 (4,464)	6,808 (6,288)	9,952 (9,432)	14,332 (13,812)
		女性	1,612 (1,092)	2,104 (1,584)	2,380 (1,860)	3,004 (2,484)	3,748 (3,228)	4,516 (3,996)	5,704 (5,184)	7,384 (6,864)
	K	男性	1,770 (1,250)	2,030 (1,510)	2,460 (1,940)	3,170 (2,650)	4,240 (3,720)	5,760 (5,240)	8,380 (7,860)	12,030 (11,510)
		女性	1,430 (910)	1,840 (1,320)	2,070 (1,550)	2,590 (2,070)	3,210 (2,690)	3,850 (3,330)	4,840 (4,320)	6,240 (5,720)
	L	男性	1,520 (1,000)	1,728 (1,208)	2,072 (1,552)	2,640 (2,120)	3,496 (2,976)	4,712 (4,192)	6,808 (6,288)	9,728 (9,208)
		女性	1,248 (728)	1,576 (1,056)	1,760 (1,240)	2,176 (1,656)	2,672 (2,152)	3,184 (2,664)	3,976 (3,456)	5,096 (4,576)

加入対象区分	申込コース	年齢 性別	月額保険料							
			15~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~70歳
現職制度	M	男性	1,145円 (625)	1,275円 (755)	1,490円 (970)	1,845円 (1,325)	2,380円 (1,860)	3,140円 (2,620)	4,450円 (3,930)	6,275円 (5,755)
		女性	975 (455)	1,180 (660)	1,295 (775)	1,555 (1,035)	1,865 (1,345)	2,185 (1,665)	2,680 (2,160)	3,380 (2,860)
	N	男性	1,083 (563)	1,200 (680)	1,393 (873)	1,713 (1,193)	2,194 (1,674)	2,878 (2,358)	4,057 (3,537)	5,700 (5,180)
		女性	930 (410)	1,114 (594)	1,218 (698)	1,452 (932)	1,731 (1,211)	2,019 (1,499)	2,464 (1,944)	3,094 (2,574)
	O	男性	1,020 (500)	1,124 (604)	1,296 (776)	1,580 (1,060)	2,008 (1,488)	2,616 (2,096)	3,664 (3,144)	5,124 (4,604)
		女性	884 (364)	1,048 (528)	1,140 (620)	1,348 (828)	1,596 (1,076)	1,852 (1,332)	2,248 (1,728)	2,808 (2,288)
	P	男性	895 (375)	973 (453)	1,102 (582)	1,315 (795)	1,636 (1,116)	2,092 (1,572)	2,878 (2,358)	3,973 (3,453)
		女性	793 (273)	916 (396)	985 (465)	1,141 (621)	1,327 (807)	1,519 (999)	1,816 (1,296)	2,236 (1,716)
	Q	男性	770 (250)	822 (302)	908 (388)	1,050 (530)	1,264 (744)	1,568 (1,048)	2,092 (1,572)	2,822 (2,302)
		女性	702 (182)	784 (264)	830 (310)	934 (414)	1,058 (538)	1,186 (666)	1,384 (864)	1,664 (1,144)

グループ保険部分の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。

※普通傷害部分の保険金は、概算保険金です。適用となる保険金は変動する可能性があります。

※普通傷害部分のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被

保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部

グループ保険(退職者・配偶者・ こどもコース)

〈災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付年金払特約付
半年払保険料併用特約付団体定期保険【生命保険】
（普通傷害部分）〈天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】〉

保障内容

加入対象区分	申込コース	グループ保険部分										普通傷害部分								
		初年度 年金月額	平 均 年金月額	最終年度 年金月額	支 給 期 間	年 金 部 分	年金受取 総額	年 金 原 資 (注1)	初年度 一時金 (注1)	年 金 原 資 (注1) すべて一時 金の場合	不慮の事故を原因として 事故の日から180日以内の	Yコース								
												死 亡	高 度 障 害	身 体 障 害	5日以上 の入 院	死 亡 保 険 金	後 遺 障 害 保 険 金	入 院 保 険 金	手 術 保 険 金	通 院 保 険 金
現職制度	配偶者	800万円	—	—	—	—	—	—	800	800	160	160	16~112	2,400	—	—	—	—		
		500万円	—	—	—	—	—	—	500	500	100	100	10~70	1,500	—	—	—	—		
		400万円	—	—	—	—	—	—	400	400	80	80	8~56	1,200	—	—	—	—		
		300万円	—	—	—	—	—	—	300	300	60	60	6~42	900	—	—	—	—		
		200万円	—	—	—	—	—	—	200	200	40	40	4~28	600	—	—	—	—		
		400万円	—	—	—	—	—	—	400	400	90	90	9~63	1,350	—	—	—	—		
		300万円	—	—	—	—	—	—	300	300	90	90	9~63	1,350	—	—	—	—		
退職コース	本人	500万円	—	—	—	—	—	—	500	500	100	100	10~70	1,500	180	(程度により)	(日額)	(状況により)		
		400万円	—	—	—	—	—	—	400	400	80	80	8~56	1,200	7.2~180	2,000	1・2	1,200		
		300万円	—	—	—	—	—	—	300	300	60	60	6~42	900	万円	万円	万円	万円		
		200万円	—	—	—	—	—	—	200	200	40	40	4~28	600	—	—	—	—		
		500万円	—	—	—	—	—	—	500	500	100	100	10~70	1,500	—	—	—	—		
		400万円	—	—	—	—	—	—	400	400	80	80	8~56	1,200	—	—	—	—		
		300万円	—	—	—	—	—	—	300	300	60	60	6~42	900	—	—	—	—		
配偶者	配偶者	200万円	—	—	—	—	—	—	200	200	40	40	4~28	600	—	—	—	—		
		500万円	—	—	—	—	—	—	500	500	100	100	10~70	1,500	—	—	—	—		
		400万円	—	—	—	—	—	—	400	400	80	80	8~56	1,200	—	—	—	—		
		300万円	—	—	—	—	—	—	300	300	60	60	6~42	900	—	—	—	—		
		200万円	—	—	—	—	—	—	200	200	40	40	4~28	600	—	—	—	—		
		500万円	—	—	—	—	—	—	500	500	100	100	10~70	1,500	—	—	—	—		
		400万円	—	—	—	—	—	—	400	400	80	80	8~56	1,200	—	—	—	—		
現職制度	こども	300万円	—	—	—	—	—	—	300	300	90	90	9~63	1,350	—	—	—	—		
		200万円	—	—	—	—	—	—	200	200	40	40	4~28	600	—	—	—	—		
		500万円	—	—	—	—	—	—	500	500	100	100	10~70	1,500	—	—	—	—		
		400万円	—	—	—	—	—	—	400	400	80	80	8~56	1,200	—	—	—	—		
		300万円	—	—	—	—	—	—	300	300	60	60	6~42	900	—	—	—	—		
		200万円	—	—	—	—	—	—	200	200	40	40	4~28	600	—	—	—	—		
		500万円	—	—	—	—	—	—	500	500	100	100	10~70	1,500	—	—	—	—		
退職コース	こども	400万円	—	—	—	—	—	—	400	400	80	80	8~56	1,200	—	—	—	—		
		300万円	—	—	—	—	—	—	300	300	60	60	6~42	900	—	—	—	—		
		200万円	—	—	—	—	—	—	200	200	40	40	4~28	600	—	—	—	—		
		500万円	—	—	—	—	—	—	500	500	100	100	10~70	1,500	—	—	—	—		
		400万円	—	—	—	—	—	—	400	400	80	80	8~56	1,200	—	—	—	—		
		300万円	—	—	—	—	—	—	300	300	60	60	6~42	900	—	—	—	—		
		200万円	—	—	—	—	—	—	200	200	40	40	4~28	600	—	—	—	—		

上記年金額は、通増率3%の場合です。※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受け会社が定める基礎率および引受け金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

月額保険料								
●()内は生命保険部分「グループ保険部分」の保険料です。(本人のみ)								
退職コース								
●月額保険料								

加入対象区分	申込コース	年齢 性別	月額保険料				
--------	-------	----------	-------	--	--	--	--

生活保障部分

意向確認【ご加入前のご確認】

生活保障部分は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。
- 日常生活における賠償事故等のリスクについても補償します。

補償額と月額保険料

補償項目	本人 (Zコース)	配偶者・こども (Xコース・Wコース)	月額保険料
死亡保険金	230万円	230万円	
後遺障害保険金（程度により）	9.2～230万円	9.2～230万円	
入院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院について)	日額3,200円	日額3,000円	
手術保険金（状況により）	1.6・3.2万円	1.5・3万円	
通院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度)	日額1,900円	日額1,900円	
携行品損害保険金（免責3,000円）	10万円	10万円	
賠償責任保険金	1億円	一（注）	
レンタル用品賠償責任保険金（免責3,000円以上）	30万円	一（注）	
キャンセル費用保険金（免責1,000円以上）	10万円	10万円	
救援者費用等保険金	150万円	150万円	

（注）賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含みます（未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

- ・配偶者
- ・本人またはその配偶者の同居の親族
- ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。
- また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 生活保障部分のみの加入はできません。本人はグループ保険とセットでご加入ください。

グループ保険のお支払いに関する重要事項が23～24、26、29～30ページ（普通傷害部分は23～24、31～32、41～42ページ、生活保障部分については23～24、33～35、41～42ページ）に記載されています。必ずご確認ください。

支払い事例

〈天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付普通傷害保険（青年アクティブ型）【損害保険】〉

★グループ保険に加えて、不慮の事故による死亡・後遺障害保険金と入院保険金が1日目から、通院保険金が1日目から給付されます。

こんな時に補償されます！



ケガ請求方法はこちらへお電話ください！ 0120-474-784



2022年9月1日より、賠償責任保険金額について、保険料は変わらずに、3,000万円から1億円に改定されました。あわせて示談交渉サービスを無料でご利用いただけるようになりました。

医療保障保険(基本 プラン)

〈短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】〉

意向確認【ご加入前のご確認】

医療保障保険(基本プラン)は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。

ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。

継続して2日以上の 入院から保障

入院日数
124日

入院給付金日額5,000円(配偶者・子どもは3,000円) × (入院日数)

継続した2日以上からの短期入院でも給付の対象となります！

〈生保部分〉

※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。

※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

「基本プラン」についての詳細は25~26、36~37ページをご覧ください。

基本 プラン

★グループ保険と併せてご加入ください！

制度 内 容

加入対象区分	入院給付金 (病気・ケガで継続して2日以上入院のとき)	死亡保険金 (死亡したとき)	概算月額保険料
本人	1日につき 5,000円	年齢により異なります。 右表参照	年齢により異なります。 右表参照
配偶者	1日につき 3,000円		
子ども	1日につき 3,000円		

保障内容と月額保険料

(単位：円)

年 齢	本人 入院給付金日額5,000円 (病気・ケガで継続して 2日以上入院のとき)		配偶者 入院給付金日額3,000円 (病気・ケガで継続して 2日以上入院のとき)		こども 入院給付金日額3,000円 (病気・ケガで継続して 2日以上入院のとき)	
	概算月額保険料	死亡保険金	概算月額保険料	死亡保険金	概算月額保険料	死亡保険金
15歳～19歳	1,400	676,500	800	288,200		
20歳～24歳	1,700	640,600	1,000	321,900		
25歳～29歳	1,900	562,500	1,100	212,500		
30歳～34歳	2,000	625,000	1,200	375,000		
35歳～39歳	2,000	602,900	1,200	361,800		
40歳～44歳	2,200	536,600	1,300	273,200		
45歳～49歳	2,600	670,000	1,500	282,000		
50歳～54歳	3,300	626,900	1,800	107,500		
55歳～59歳	4,200	515,000	2,400	189,000		
60歳～64歳	5,800	522,600	3,200	132,900		
65歳～69歳	8,400	520,700	4,600	129,900		

年齢に関係なく
一律800
(0歳～22歳)

年齢に関係なく
一律164,000
(0歳～22歳)

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2023年9月1日現在満39歳6ヶ月を超えて満40歳6ヶ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は加入者が100名以上299名以下の場合の保険料です。

したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。

※配偶者の加入可能最低年齢は16歳です。

※本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の給付金および、配偶者、子どもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

医療保障保険(αプラン)

〈医療保険【損害保険】〉

意向確認【ご加入前のご確認】

医療保障保険(αプラン)は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保険金をお支払いします。
- 三大疾病、所定の生活習慣病、女性疾患による入院・手術の場合、基本プランに上乗せして保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払いします。

補償内容

αプラン

★基本プランと併せてご加入ください！

★αプランにご加入頂くと、基本プランに以下の補償が加わります。

入院		三大疾病・所定の生活習慣病で入院 三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金	5,000円×入院日数(365日限度) (3,000円)	三大疾病による入院は支払日数無制限
手術		三大疾病・所定の生活習慣病で所定の手術 疾病手術保険金+三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金	手術の種類により 10万円・20万円・40万円 (6万円・12万円・24万円)	手術の種類により 10万円・20万円・40万円 (6万円・12万円・24万円)
介護		所定の要介護状態になったとき 介護保険金	手術の種類により 5万円・10万円・20万円 (3万円・6万円・12万円)	100万円(1回限度) (100万円)

注目!!

オプション

女性疾病給付として…

入院	女性疾病で入院 女性疾病入院保険金	+5,000円×入院日数(365日限度) (+3,000円)
手術	女性疾病で所定の手術 女性疾病手術保険金	手術の種類により +5万円・+10万円・+20万円 (+3万円・+6万円・+12万円)
	女性が特定障害で所定の形成術等を受けたとき 女性疾病手術保険金	手術の種類により 10万円・20万円 (6万円・12万円)

《例》植皮術、痕癒形成術(非観血手術を除く)、足指の後天性変形(外反母趾)に対する形成術(非観血手術を除く)、乳房切除術(生検を除く)

オプション

親が所定の要介護状態になった場合…

親介護	親が所定の要介護状態になったとき 親介護保険金	100万円(1回限度)
-----	----------------------------	-------------

(注)本人の親は、本人のαプラン加入が条件です。
配偶者の親は、配偶者のαプラン加入が条件です。



- ◎「三大疾病」とは、「がん(上皮内がんを含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中」、『所定の生活習慣病』とは、「糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病」を指します。
- ◎「女性疾患」には、子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。
- *糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金、女性疾患入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき365日、通算して700日を限度とします。
- *三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。
- *手術保険金のお支払限度はありません。ただし一部制限を設けている手術の種類があります。
- *介護保険金・親介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。

*本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更など

「基本プラン」と「αプラン」ではお支払い対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合などが異なる場合があります。
「αプラン」についての詳細は19~20、25~26、38~40ページをご確認ください。

女性に
おすすめ!



医療保障保険 (αプラン)

〈医療保険【損害保険】〉

月額保険料

α プラン

- ◎本制度へ加入するには「医療保障保険（基本プラン）」へ加入することが条件となっております。
- ◎配偶者だけの加入はできません。
- ◎こどもは加入できません。
- ◎本人の親は、本人の「αプラン」加入が条件です。配偶者の親は、配偶者の「αプラン」加入が条件です。

- * 保険料は毎月の給与から控除します。（初回は9月分から）
- * 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- * 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。

年齢区分	本人	配偶者
	入院保険金日額5,000円 (5コース)	入院保険金日額3,000円 (3コース)
15歳	450	—
16~20歳	490	310
21~25歳	510	320
26~30歳	560	350
31~35歳	580	370
36~40歳	610	370
41~45歳	640	400
46~50歳	740	470
51~55歳	1,250	770
56~60歳	1,830	1,150
61~65歳	2,770	1,780
66~69歳	4,000	2,650

- (例) 保険年齢40歳=2023年9月1日現在満39歳6カ月を超える40歳6カ月まで
- *記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

オプション

女性疾病給付として…



(単位：円)

年齢区分	[女性疾病給付]	
	本人	配偶者
	入院保険金日額5,000円 (5Wコース)	入院保険金日額3,000円 (3Wコース)
15歳	290	—
16~20歳	290	180
21~25歳	330	200
26~30歳	470	280
31~35歳	410	250
36~40歳	440	260
41~45歳	540	320
46~50歳	670	400
51~55歳	770	460
56~60歳	870	520
61~65歳	900	540
66~69歳	910	550

オプション

親が所定の要介護状態に該当した場合…



(単位：円)

親の年齢	親介護部分（Pコース）
30~40歳	10
41~45歳	20
46~50歳	30
51~55歳	70
56~60歳	140
61~65歳	300
66~70歳	610
71~75歳	1,300
76~80歳	2,770

※親介護の保険料は親一人当たりの保険料です。
それぞれの親の保険年齢により決定します。
(最高80歳まで)

NEW 医療サポート保険

ト保険

〈家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】〉

意向確認【ご加入前のご確認】

医療サポート保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

●病気やケガで入院した場合、給付金をお支払いします。

●入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合、給付金をお支払いします。

●先進医療による療養を受けた場合、給付金をお支払いします。

対象となる先進医療については、P44、P46をご確認ください。

保障内容等

【加入対象区分：本人・配偶者・子ども】 基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約

支援給付金額（コース）：本人・配偶者：25,000円・50,000円 子ども：25,000円

加入対象区分	コース名	病気・ケガで入院をしたとき (1日以上の入院で1回目、31日目で 2回目、以降30日ごとに1回) <治療支援給付特約> (入院支援給付金)	入院を伴わない 手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) <治療支援給付特約> (外来手術給付金)	入院を伴わない 放射線治療を受けたとき <治療支援給付特約> (外来放射線治療給付金)	先進医療による 療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) <先進医療給付特約> (先進医療給付金)
本人・配偶者	2.5万円コース	2.5万円	2.5万円	2.5万円	先進医療の技術に 係る費用と同額 (通算2,000万円まで)
子ども	2.5万円コース	2.5万円	2.5万円	2.5万円	

※入院支援給付金のお支払は、1入院について5回、通算して36回を限度とします。

※外来手術給付金のお支払は、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。

※外来放射線治療給付金のお支払は、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。

ません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。

※先進医療給付金のお支払は、通算して2,000万円を限度とします。

※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

月額保険料

基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約

性別 コース (支援給付金額)	男性		女性		
	2.5万円コース	5万円コース	2.5万円コース	5万円コース	
本人・配偶者	15歳～20歳 21歳～25歳 26歳～30歳 31歳～35歳 36歳～40歳 41歳～45歳 46歳～50歳 51歳～55歳 56歳～60歳 61歳～65歳 66歳～69歳	320円 283円 290円 308円 368円 440円 560円 713円 958円 1,275円 1,473円	565円 490円 505円 540円 660円 805円 1,045円 1,350円 1,840円 2,475円 2,870円	265円 363円 483円 538円 528円 515円 560円 625円 728円 895円 1,118円	455円 650円 890円 1,000円 980円 955円 1,045円 1,175円 1,380円 1,715円 2,160円
	こども	0歳～22歳	2.5万円コース 一律 380円		

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝2023年9月1日現在満39歳6ヵ月を超えて満40歳6ヵ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わると、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は加入者が1,000名未満の場合の保険料です。したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。

※子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

※配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

※配偶者、子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。

※給付金の受取人は保険料負担者（本人）です。

※本人が脱退した場合には、配偶者・子どもは同時に脱退となります。

※子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同一特約に同額にて加入となります。

※本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。

※いずれかの金額（コース）を選んでください。

ご加入にあたって「グループ保険・普通傷害部分・生活保障部分」取扱内容

※(生命保険部分)とはグループ保険、(損害保険部分)とは普通傷害部分、生活保障部分を指します。

加入取扱いに関するご注意

(生命保険部分)

死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者（本人）です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

(損害保険部分)

死亡保険金受取人は原則として法定相続人となります。

(生命保険部分)

記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定期率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。

継続加入の取扱い

(生命保険部分)

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額（同コース）以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。

ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

脱退を希望する場合の取扱い

[更新時（9月1日更新）]

申込書の加入しない欄にチェックをすべて入れていただき、申込書を申込締切日までにご提出ください。

保険期間 (共通)

1年間（2023年9月1日～2024年8月31日）で、以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末まで（ボーナス払部分は半年単位の契約応当日の前日まで）の保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

配当金・解約返り金

(生命保険部分)

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。

配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

（解約返り金はありません）

税法上の注意 (生命保険部分)

- 保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。
- 本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。
※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
- 本人が受取る配偶者・子どもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
- また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
- 高度障害保険金・障害給付金・入院給付金は非課税です。
- 本人の年金原資（死亡保険金額）はみなしあ相続財産とされ、相続税が課せられます。ただし、法定相続人数×500万円まで非課税です。
※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。

申込方法

(共通)

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。
同額継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。
また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。

(生命保険部分)

※ただし、保険料は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。

年金払特約

(生命保険部分)

1. 年金の種類と型

- 年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただけます。（確定年金）
- 選択できる年金の型は、定額型または1%～7%の単利遞増型です。

2. 配当金

- 年金支払開始後の配当金は、増加年金の賃増に充当します。

3. 年金受取人

- 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
- 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。

4. 年金のお支払い

- 年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
- 年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。
- 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。

5. 年金払の対象となる保険金

- 団体定期保険の主契約保険金・災害保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。

6. 増加年金の表示についてのお知らせ

- 増加年金額は、それぞれのお支払時期の前年度決算により決定します。将来お支払いする増加年金額は現時点では確定しておりませんので、記載しておません。
- なお、決算の状況によっては増加年金額が異なることもあります。

保険会社からのお願い・ご注意

（グループ保険（生命保険部分）・医療保障保険（基本プラン）共通）

<保険金・給付金のご請求について>

- 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにコープながの学校職域センター（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。
- 保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓・ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人による保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

(生命保険部分)

この制度は生命保険会社と締結した災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

(生命保険部分)

引受会社 明治安田生命保険相互会社 公法人第三部 法人営業第二部

(損害保険部分)

取扱代理店 株式会社コープデリ保険センター
(明治安田損害保険株式会社 取扱代理店)

明治安田生命保険相互会社 (明治安田損害保険株式会社 取扱代理店)
明治安田損害保険株式会社

●毎年受け取る年金は、雑所得として所得税が課せられますが、下記の控除があります。

$$\text{雑所得} = \text{基本年金額} + \text{増加年金額} - \text{基本年金額} \times \frac{\text{年金原資}}{\text{年金支給総額}}$$

なお、雑所得の額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収をおこないます。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

ご加入にあたって「医療保障保険(基本プラン)(αプラン)」取扱内容

《医療保障保険(基本プラン)(生命保険部分)》

継続加入の取扱い

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院給付金日額(同コース)以下で継続加入できます。なお、更新の際に、入院給付金日額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

保険期間

1年間(2023年9月1日から2024年8月31日)で、以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

保険料

保険料は毎月の給与から控除します。(初回は9月分から)

配当金

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払い致します。

※この制度は生命保険会社と締結した短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)
契約に基づき運営します。

引受会社 明治安田生命保険相互会社 公法人第三部 法人営業第二部
〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル8F
TEL:03-5289-7590

《医療保障保険(αプラン)(損害保険部分)》

継続加入の取扱い

いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院保険金日額以下で継続加入できます。

なお、更新の際に、入院保険金日額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

保険期間

1年間(2023年9月1日～2024年8月31日)で、以後毎年更新します。

保険料

保険料は毎月の給与から控除します。(初回は9月分から)

配当金・解約返れい金

この制度には配当金および解約返れい金はありません。

申込方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。昨年度と同じ保険金額で継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合は、昨年度と同じ保険金額で継続となります。
※ただし保険料は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。

税法上の取扱い

・保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。
・本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。
※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
・本人が受取る配偶者・子どもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
・入院給付金は非課税です。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

保険金のお支払い(続き)

- お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
 - ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
 - ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- 被保険者が転院または再入院をした場合、転院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。
- 被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘術)や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。

●ご加入時に、故意または重大な過失によって、知っている事實を告げなかったまたは不実のことを告げたことによりご契約が解除されたとき

●保険金の請求書類を提出しなかったときまたは請求書類に知っている事實を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたとき

●所定の期日までに保険料のお支払いがないとき
以上の場合は保険金のお支払ができません。その他、保険金のお支払ができない場合については34ページをご覧ください。

取扱代理店 株式会社 コープデリ保険センター TEL 0120-18-1318
明治安田生命保険相互会社 TEL 03-5289-7590

引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社

MY-A-23-医-002039 MYG-A-22-医-932

せん。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

「グループ保険(生命保険部分)」「医療保障保険(基本プラン)」共通

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。

個人情報保護についてのご案内

個人情報に関する取扱いについて

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。

-死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際し留意ください-

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

ご加入にあたって「医療サポート保険」取扱内容

保険期間

1年間（2023年9月1日～2024年8月31日）で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

配当金

この保険には、配当金はありません。

保険料

保険料は毎月の給与から差引きます。（初回は9月分より）

税法上の取扱い

- 保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。
- 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。
- 入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金は非課税です。

保険会社からのお願い・ご注意

＜給付金のご請求について＞

- 給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受保険会社にご請求ください。
- 給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求がないと、消滅しますのでご注意ください。

＜改姓、ご家族の異動の変更等について＞

- ご加入の本人・配偶者・こどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受保険会社にご通知ください。

※この制度は生命保険会社と締結した家族特約付治療支援給付特約付無配当団体医療保険契約に基づき運営します。

引受会社 明治安田生命保険相互会社 公法人第三部 法人営業第二部
〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル8F
TEL:03-5289-7590

MY-A-23-団医-002040

当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剩余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となります。この保

険契約は剩余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

個人情報保護についてのご案内

個人情報に関する取扱いについて

＜契約者と生命保険会社からのお知らせ＞

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp>）をご参照ください。

－指定代理請求者の指定に際し留意ください－

指定された指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

～グ ル ー プ 保 険～ ((新・)団体定期保険)のお取扱いについて

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ
(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

(新・)団体定期保険について

◆被保険者が次のお支払事由に該当された場合に、保険金をお支払いします。(当社の職員または当社で委託した確認担当者が、保険金・給付金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります)

【死亡保険】

お支払事由	お支払額	受取人
保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額	死亡保険金受取人

【高度障害保険】

お支払事由	お支払額	受取人
加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または発病した疾病により、保険期間中に下記のいずれかの高度障害状態に該当した場合	死亡保険金額と同額	被保険者

<高度障害状態とは>

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護をするもの*
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

*「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

【災害保険】

お支払事由	お支払額	受取人
この特約の加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日(*)以後に発病した特定感染症(★)を原因として保険期間中に死亡した場合	災害保険金額	死亡保険金受取人

(★)対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの(注)とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編『疾

病、傷害および死因統計分類提要ICD—10(2003年版)準拠』によるものとします。

分類項目(基本分類コード)

コレラ(A00)、腸チフス(A01.0)、バラチフスA(A01.1)、細菌性赤痢(A03)、腸管出血性大腸菌感染症(A04.3)、ベスト(A20)、ジフテリア(A36)、急性灰白髄炎くボリオ>(A80)、ラッサ熱(A96.2)、クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱(A98.0)、マールブルグ<Marburg>ウイルス病(A98.3)、エボラ<Ebola>ウイルス病(A98.4)、痘瘡(B03)、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限ります)(U04)
(注)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)を含みます。

【障害給付金】【災害入院給付金】

お支払事由	お支払額	受取人
この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当したか、入院を開始した場合	障害給付金額または災害入院給付金額	被保険者

・災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等の日本国外の医療施設に入院することを条件とします。
・「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

**!
つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります)**

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります)
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となつたとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取す

る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となつた場合など

1. 死亡保険金

- 被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もあります)
- 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます)

2. 高度障害保険金

- 被保険者の故意によるとき
- 契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
- 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます)

3. 災害保険金・障害給付金・災害入院給付金

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき
- 被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます)

給付割合表(災害保障特約の災害保険金に対して)

等級	身体障害の程度	給付割合
第2級	8.1 上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9.10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10.1 肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11.両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12.1 眼の視力を全く永久に失ったもの 13.1 上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14.1 下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15.1 手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16.10 足指を失ったもの 17.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%

18.両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19.言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20.中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21.1 上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22.1 下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23.1 下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24.1 手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上を失ったもの 25.1 手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26.10 足指の用を全く永久に失ったもの 27.1 足の5足指を失ったもの	30%
---	-----

28.1 上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29.1 下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30.1 手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31.1 手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32.1 足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33.両耳の聴力を著しい障害を永久に残すもの 34.1 耳の聴力を全く永久に失ったもの 35.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36.脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
--	-----

37.1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38.1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39.1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40.1 手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41.1 手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42.1 足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43.1 足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%
---	-----

第1級は高度障害条項(7項目)です

～普通傷害部分～ 普通傷害保険のお取扱いについて

ご加入の制度、コース内容を確認の上、ご参照ください。

I

普通傷害保険の 補償内容は次のとおりです。

普通傷害保険は、保険期間中に発生した「急激かつ偶然な外來の事故」によって被った「傷害」を補償する保険です。病気や病気を原因とする傷害に対しては、保険金をお支払いしません。

※「急激かつ偶然な外來の事故」による「傷害」とは、転倒・落下・衝突などに代表される、突然的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含みます)。

[死亡保険金]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額)

[後遺障害保険金]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100% (保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度)

[入院保険金]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、かつ事故の日からその日を含めて180日 [*] が限度)

[手術保険金]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
事故の発生の日からその日を含めて180日 [*] 以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 (ただし1事故につき手術1回が限度)	入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額

[通院保険金]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害により、通院(往診を含みます。)し、医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度)

お支込みいただきます。

II

次の場合には、保険金のお支払いはできません。

●保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- ②自殺行為、闘争行為による傷害
- ③脳疾患・疾病・心神喪失による傷害
- ④法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害
- ⑤妊娠・出産・早産・流産による傷害
- ⑥地震・噴火またはこれらによる津波による事故
- ⑦戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故
- ⑧頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等)によって認められる異常所見)のないもの
- ⑨山岳登攀(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故
- ⑩自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故
- ⑪告知義務違反により契約が解除された場合

など
※⑥については、天災補償特約がセットされている場合、補償の対象となります。

<重大事由による解除について>

保険金を取得する目的で事故を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

この制度は損害保険会社と締結した普通傷害保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

～生活保障部分～ 普通傷害保険(青年アクティブ型)のお取扱いについて

I

普通傷害保険(青年アクティブ型)の 補償内容は次のとおりです。

普通傷害保険(青年アクティブ型)は、保険期間中に発生した「急激かつ偶然な外来の事故」によって被った「傷害」、保険期間中に発生した偶然な事故によって携行品について生じた「損害」または日常生活における法律上の「賠償責任」などに対して保険金をお支払いする保険です。

※「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突然的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含みます)。

[死亡保険金]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額)

[後遺障害保険金]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100% (保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度)

[入院保険金]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、かつ事故の日からその日を含めて180日が限度)

[手術保険金]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 (ただし1事故につき手術1回が限度)	入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額

[通院保険金]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害により、通院(往診を含みます。)し、医師の治療を受	通院保険金日額×通院日数 (事故の発生の日からその日

ご加入の制度・コース内容を確認の上、ご参照ください。

けた場合

を含めて180日以内の通院のうち90日が限度)

[携行品損害保険金]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度)

[救援者費用等保険金]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
被保険者が下記の事由に該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担する費用が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ●航空機や船舶の行方不明、遭難 ●事故により緊急な捜索・救援活動が必要だと警察が確認した場合 ●自宅外でケガをして事故の日から180日以内に死亡したり14日以上継続入院した場合

▲ご注意

- ご加入の制度・コースにおいて、保険金額が設定されている種類の保険金について、補償の対象となります。保険金額の設定がされていない保険金については補償の対象となっておりません。保険金額については、制度概要部分をご確認ください。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行う治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します(鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません)。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行い、保険金をお支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても保険金をお支払いする場合があります。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合は、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭帯損傷等の傷害を被った特定の部位[※]を固定するために、医師の指示により、ギブス・ギブスシーネ・ギブスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるものの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
※ 1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギブス等を装着した場合に限ります。) 3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギブス等を装着した場合に限ります。)
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観

血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。

・携行品損害保険金やレンタル用品賠償責任保険金で盗難によるご請求をされるときは、警察への盗難届が必要となります。

・携行品損害保険金、レンタル用品賠償責任保険金における時価額とは、事故日時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額(現在の価値)のことです。

・携行品損害保険金、賠償責任保険金、レンタル用品賠償責任保険金、キャンセル費用保険金、救援者費用等保険金について、他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

・賠償事故の示談交渉は必ず引受け保険会社にご相談いただきながらおすすめください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできることがあります。

・死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。特に死亡保険金受取人を指定する場合は団体窓口までお申し出ください。救援者費用等保険金の保険金受取人は被保険者または費用負担者となります。上記以外の保険金受取人は被保険者本人となります。

・死亡保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。

※賠償責任保険金において、日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。

II

次の場合には、保険金のお支払いはできません。

●保険金をお支払いできない主な場合

[共通]

- ①戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故
- ②告知義務違反によりご契約が解除された場合

など

[死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金・手術保険金・通院保険金]

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- ②自殺行為、闘争行為による傷害
- ③脳疾患・疾病・心神喪失による傷害
- ④法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害
- ⑤妊娠・出産・早産・流産による傷害
- ⑥地震・噴火またはこれらによる津波による事故
- ⑦山岳登攀(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故
- ⑧自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故
- ⑨頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等)によっ

て認められる異常所見)のないもの
など
※⑥については、天災補償特約がセットされている場合、補償の対象となります。

【携行品損害保険】
①保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故
②置き忘れまたは紛失
③有価証券、自転車・ハンググライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害
④塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷
⑤自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い
⑥自殺行為・闘争行為による損害
⑦地震・噴火またはこれらによる津波による事故
など

【賠償責任保険】
①保険契約者、被保険者の故意による事故
②仕事上の事故
③同居の親族に対する賠償責任
④船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故
⑤他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合
⑥地震・噴火またはこれらによる津波による事故
など

【レンタル用品賠償責任保険】
①保険契約者、被保険者の故意による事故
②職務の用に供されている間の損壊・盗取
③自動車、不動産、通貨、有価証券、貴金属など
④レンタル用品を返還した後に発見された損壊または一部盗取
⑤レンタル用品の置き忘れ、紛失
⑥山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動の用具
⑦自殺行為・闘争行為による事故
⑧地震・噴火またはこれらによる津波による事故
など

【キャンセル費用保険】
①保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故
②予約日や提供日が明確でないサービス
③職務遂行に関係するサービス
④妊娠・出産・早産・流産による入院
⑤自殺行為・闘争行為による事故
⑥地震・噴火またはこれらによる津波による事故
など

【救援者費用等保険】
①保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故
②頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの
③山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故
④妊娠・出産・早産・流産による事故
⑤法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による事故
⑥自殺行為・闘争行為による事故
⑦地震・噴火またはこれらによる津波による事故
など

<重大事由による解除について>

保険金を取得する目的で事故を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

この制度は損害保険会社と締結した普通傷害保険(青年アクティブ型)契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

～医療保障保険(基本プラン)～ (医療保障保険(団体型))のお取扱いについて

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

I 医療保障保険(団体型)について

◆被保険者が次の支払事由に該当された場合に、給付金または保険金をお支払いします。

[入院給付金]

お支払事由(支払限度)	お支払額
保険期間中に治療を目的として2日以上継続して入院したとき(1入院124日分通算700日分限度)	入院給付金日額×入院日数

[死亡保険金]

お支払事由	お支払額
保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額

- ・家族特約にご加入されている場合、配偶者やこどもも、入院給付金・死亡保険金の給付が受けられます。
- ・当社の職員または当社で委託した確認担当者が、保険金・給付金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

II 入院給付金について

◆入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して2日以上となった入院であることを要します。

(注) 分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、給付金支払の対象となります。

◆入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

◆入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

(1) 加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。

(注) 被保険者がこの保険契約の更新後に、加入日(*)前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日(*)から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は被保険者についての加入日(*)以後の原因によるものとみなします。

(2) 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。

(注) 薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の

原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

(3) 「病院または診療所」とは次のいずれかに該当したものとします。

①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます)

②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

■入院給付金の支払いに関する補足

●2回以上入院された場合

入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後から開始した入院については新たな入院とみなします。

●1回の入院の原因が複数である場合

入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。

①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたとき、もしくは併発したとき

②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

●転院または再入院された場合

転院または再入院をした場合には、転院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

●入院中に保険期間が満了した場合

入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険契約の満了した日のそれと同額とします。

 つぎのような場合には、給付金・保険金のお支払いはできません。(すでに払込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります)

●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき

●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき

●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります)

- 契約者もしくは被保険者に給付金・保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が給付金・保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 など

1. 入院給付金

- ①契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失
- ②その被保険者の犯罪行為
- ③その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- ④その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故
- ⑥その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故
- ⑦その被保険者の薬物依存
- ⑧地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます)

2. 死亡保険金

- ①その被保険者についての加入日(*)から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき
(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります)
- ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます)

III 契約内容登録制度について

「あなたのご契約内容が登録されます」(医療保障保険契約内容登録制度)

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかつたときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に

用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたします。

当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社(明治安田生命保険相互会社)が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めるることができます。上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話0120-662-332)にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1)被保険者の氏名、生年月日および性別
- (2)保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))
- (3)治療給付率
- (4)入院給付金日額
- (5)保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
- (6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします)
- (7)契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することができます。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

～医療保障保険(αプラン)～ 医療保険のお取扱いについて

ご加入の制度、コース内容を確認の上、ご参考ください。

【三大疾病手術保険】

保険金のお支払事由	お支払額
三大疾病で所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍(お支払回数限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)

【糖尿病・高血圧手術保険】

保険金のお支払事由	お支払額
糖尿病・高血圧性疾患で所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍(お支払回数限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)

【腎臓病・肝臓病手術保険】

保険金のお支払事由	お支払額
腎臓病・肝臓病で所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍(お支払回数限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)

【女性疾病手術保険】

保険金のお支払事由	お支払額
女性疾病で所定の手術を受けたとき 女性が特定障害で所定の形成術等を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍(お支払回数限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)

【女性疾病入院保険】

保険金のお支払事由	お支払額
女性疾病で入院したとき	1日につき入院保険金日額(1入院365日分限度、通算700日分限度)

【傷害手術保険】

保険金のお支払事由	お支払額
傷害により所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍(お支払回数限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)

【疾病手術保険】

保険金のお支払事由	お支払額
疾病により所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍(お支払回数限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)

※ご加入の制度やコースにおいて、保険金額が設定されている種類の保険金について、補償の対象となります。保険金額の設定がされていない保険金については、補償の対象となります。保険金額については制度概要部分をご確認ください。

●保険金のお支払い

- ・保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払の対象となりません(注)。

ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。

(注)したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。

・お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。

①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額

②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額

・被保険者が転院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。

・被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

・被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払します。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘術)や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。

・同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払します。

・保険金受取人は被保険者本人になります。

・介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払保険料の全額を一時にお払みいただきます。

・詳細は約款の規定によります。

お支払対象となる疾病・傷害、三大疾病、糖尿病・高血圧性疾患、腎臓病・肝臓病、女性疾患、手術および倍率、要介護状態等の詳細については、引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

なお、引受損害保険会社のホームページには、約款の掲載に加え「お問い合わせ窓口」⇒「よくあるご質問」欄に主なお支払に関するQ&Aが掲載されています。

●三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)には、次のような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物(がん・上皮内がん)

1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物
2. 消化器の悪性新生物
3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物
4. 骨および関節軟骨の悪性新生物
5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物
6. 中皮および軟部組織の悪性新生物
7. 乳房の悪性新生物
8. 女性生殖器の悪性新生物
9. 男性生殖器の悪性新生物
10. 腎尿路の悪性新生物
11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物

15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物
16. 上皮内新生物
17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髓異形成症候群、慢性骨髓増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症
18. ランゲルハンス細胞組織球症

急性心筋梗塞

19. 急性心筋梗塞
20. 再発性心筋梗塞
21. 急性心筋梗塞の続発合併症

脳卒中

22. くも膜下出血
23. 脳内出血
24. 脳梗塞
25. くも膜下出血の続発・後遺症
26. 脳内出血の続発・後遺症
27. 脳梗塞の続発・後遺症

※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。

●糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病

1. 糖尿病

高血圧性疾患

2. 高血圧性疾患

●腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病、肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病

1. 細球体疾患
2. 腎尿細管間質性疾患
3. 腎不全
4. 尿路結石症
5. 腎および尿管のその他の障害

肝臓病

6. ウィルス肝炎
7. 肝疾患

●女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾患の範囲は次のとおりです。

悪性新生物

1. 乳房の悪性新生物
2. 女性生殖器の悪性新生物

乳房および女性生殖器の疾患

3. 乳房の障害
4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患
5. 女性生殖器の非炎症性障害
6. 女性生殖器の先天奇形

妊娠、分娩および産褥の合併症

7. 流産に終わった妊娠
8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害
9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害
10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題
11. 分娩の合併症

12. 分娩(自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く)

13. 主として産褥に関連する合併症
14. その他の産科的病態、他には分類されないもの

乳房または女性生殖器の良性新生物、性状不詳または不明の新生生物

15. 乳房の良性新生物
16. 子宮平滑筋腫
17. 子宮その他の良性新生物
18. 卵巣の良性新生物
19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物
20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生生物
21. 乳房の性状不詳または不明の新生生物

●女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

瘢痕の原因となった傷害または疾病

1. 瘢痕に対する植皮術
2. 瘢痕形成術(非観血手術を除く)

足指の後天性変形

3. 足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)

乳房切除の原因となった傷害または疾病

4. 乳房切除術(生検を除く)

●介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。

①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合

②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより介護が必要な状態

終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。

イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態のために、常に他人の介護が必要であること

ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること

(イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴 (二)衣類の着脱

認知症により介護が必要な状態

認知症(正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。)であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。

イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること

(イ)歩行 (ロ)食事 (ハ)排せつ (二)入浴 (ホ)衣類の着脱

ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること

(イ)徘徊をする、または迷子になる。(ロ)過食、拒食または異食する。(ハ)所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。(二)乱暴行為または破壊行為をする。(ホ)興奮し騒ぎ立てる。(ヘ)火の不始末をする。(ト)物を盗む、またはむやみに物を集める。

II

次の場合には、保険金のお支払いはできません。

●入院保険金・手術保険金をお支払いできない主な場合(三大疾病入院保険金・三大疾病手術保険金を除きます。)

- ①被保険者の故意または重大な過失
- ②被保険者の犯罪行為
- ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故
- ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑦被保険者の薬物依存(傷害手術保険金を除きます。)
- ⑧地震、噴火または津波
- ⑨戦争その他の変乱

など

ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。

●介護保険金をお支払いできない主な場合

- ①被保険者の故意または重大な過失
- ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。

など

●親介護保険金をお支払いできない主な場合

- ①被保険者の故意または重大な過失
- ②被保険者の親の故意または重大な過失
- ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。

など

ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのでその被保険者の親に生じた要介護状態に限ります。

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができないことがあります。

<重大事由による解除について>

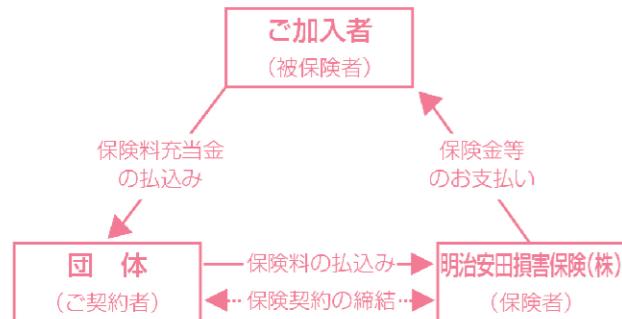
保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできなくなることがありますのでご注意ください。

この制度は損害保険会社と締結した医療保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

損害保険商品について (対象商品:「普通傷害部分」「生活保障部分」「医療保障保険(αプラン)」)

I ご契約の形態について

ご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、契約内容の変更などについて明治安田損害保険(株)と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。



- 【お取扱いできない事項の例】
- 保険期間中の保険金額の増額・減額
 - 保険期間の変更
 - 保険料の払込方法の変更

など

II 告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されると保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出してください(義務(告知義務)があります)。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時^{*}から1年を経過していても、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。
- ※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。
- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じっていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

●現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をすることを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。

●新たにご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。(注)

●告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間: 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00)までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

(注)親介護特約がある場合は、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。

III 保険金のご請求について

事故や保険金のお支払い事由が発生したときは、事故や保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

<代理請求制度について>

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。^(注)

- ① ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- ② 上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族

*代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

IV 個人情報の取扱いについて

<契約者と引受損害保険会社からのお知らせ>

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の受け継ぎ・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および引受損害保険会社において

それぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sanpo.co.jp/>)をご参照ください。

-死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際して留意ください-

指定された死亡保険金受取人および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

V 保険会社破綻時等の取扱いについて

【普通傷害保険、普通傷害保険(青年アクティブ型)、普通傷害保険(総合補償型)、傷害総合保険、家族傷害保険のお取扱いについて】

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3ヵ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返り金等は原則として80%まで補償されます。

【所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、医療保険のお取扱いについて】

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返り金等は原則として90%まで補償されます。

～医療サポート保険～（無配当団体医療保険）のお取扱いについて

保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

I

無配当団体医療保険について

◆被保険者が次のお支払事由に該当された場合に給付金をお支払いします。（当社の職員または当社で委託した確認担当者が、給付金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります）

◆加入日(*)前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日(*)から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

【入院支援給付金】

お支払事由(支払限度)	お支払額
加入日(*)以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上の入院をしたとき	入院1回につき、 支援給付金額 (1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回)

- 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
- 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金のお支払事由は、第1回の入院支援給付金のお支払事由に該当することとなりました。入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。
- 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となつた傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
- 入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはしません。
- 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
- 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩（自然頭位分娩など）、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

【外来手術給付金】

お支払事由(支払限度)	お支払額
加入日(*)以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術（※）を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上あるとき (※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直	手術1回につき、 支援給付金額

接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表（手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます）によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。
- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

【外来放射線治療給付金】

お支払事由(支払限度)	お支払額
加入日(*)以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。
- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表（放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます）によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

【先進医療給付金】

お支払事由(支払限度)	お支払額
加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額

- 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。
- 先進医療の技術に係る費用には、次の費用などは含みません。
 - 診察・投薬・入院等、公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用
 - 先進医療以外の評価療養のための費用
 - 選定療養のための費用
 - 食事療養のための費用
 - 生活療養のための費用
- 治療を受けた時点で、次の1～3全てに該当していない場合はお支払対象となりません。
 - 厚生労働大臣が認める「医療技術」
 - その医療技術ごとの「適応症」
 - 所定の基準を満たす「医療機関」での治療
- 上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。
- 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にてご確認ください。

！
つぎの場合には、給付金のお支払いはできません。
(すでにお払込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取り消しとなることがあります。）
- 契約者もしくは被保険者に給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 次のいずれかによりお支払事由に該当したとき

1. 入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金

- 契約者の故意または重大な過失
- その被保険者の故意または重大な過失
- その被保険者の犯罪行為
- その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
- その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

⑧地震、噴火または津波（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。）

⑨戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。）

⑩その被保険者の薬物依存

II

指定代理請求制度について

給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情（注）があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。

（注）「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族
- 被保険者の兄弟姉妹
- 被保険者の3親等内の親族
- 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。

- 上記1～4以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方
- 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人を除く）

お支払いした給付金は、指定代理請求者にではなく、被保険者本人に帰属します。

給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあつたことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することができます。

指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあつた場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知ることができます。

*給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

*給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

III

契約内容登録制度について

「あなたのご契約内容が登録されます」(医療保障保険契約内容登録制度)

引受保険会社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。)のお受けの判断の参考とする目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、引受保険会社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、引受保険会社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお受けの判断の参考とさせていただるために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他

に公開いたしません。

引受保険会社の医療保障保険契約に関する登録事項については、引受保険会社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、引受保険会社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、引受保険会社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、引受保険会社コミュニケーションセンター(電話0120-662-332)にお問い合わせください。

【登録事項】

(1)被保険者の氏名、生年月日および性別
(2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))

(3)治療給付率
(4)入院給付金額または基準給付金額
(5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
(6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)
(7)契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することができます。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

備考

- ①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髄異形成症候群(D46)、慢性骨髄増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。
②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード	
/2	…上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
/3	…悪性、原発部位
/6	…悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9	…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(2)平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、腫部、外陰部および肛門部の中等度異形成

(注)国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

【別表3 公的医療保険制度】

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

【別表4 先進医療】

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

IV

別表

【別表1 入院】

1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
 - ② ①の場合と同等の日本国外にある医療施設

【別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物】

1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。

(1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」CD-10(2003年版)準拠に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D09
性状不詳または不明の新生物①	D37-D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50-D89

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

グループ保険(災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付団体定期保険)

医療保障保険(基本プラン)(短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型))
医療サポート保険(家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
団体定期保険	P3	P23	P7	P29
医療保障保険(団体型)	P4	P25	P15	P36
無配当団体医療保険	P5	P27	P21	P43

③ 配当金

団体定期保険、医療保障保険(団体型)は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

無配当団体医療保険は、配当金はありません。

④ 脱退による返戻金

団体定期保険、医療保障保険(団体型)、無配当団体医療保険は、脱退(解約)による返戻金はありません。

⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③ 責任開始期(加入日*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例

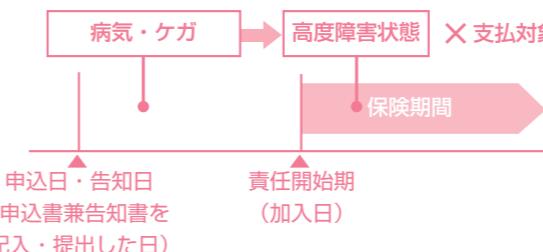


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

団体定期保険 P29
医療保障保険(団体型) P36
無配当団体医療保険 P44

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00 ~ 17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などの請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

■無配当団体医療保険については、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者に対するお支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

契約概要・注意喚起情報【損害保険】

普通傷害部分(天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険)

生活保障部分(天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型))

医療保障保険(αプラン)(医療保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
普通傷害保険	P3	P23	P7 P31	
普通傷害保険 (青年アクティブ型)			P9 P33	
医療保険	P4	P25	P17 P25、 P38	

*保険料・保険金は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

*主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④ 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

③ 満期返れい金・配当金

この保険には、満期返れい金・配当金はありません。

④ 脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

⑤ 引受損害保険会社

明治安田損害保険株式会社

本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。

② 告知義務・通知義務等

(1)お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)

■職業・職務や健康状態について

お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しきれいことがあります)。特に、職業・職務や健康状態については十分ご注意ください。

■死亡保険金受取人について

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。被保険者の法定相続人以外の特定の方を死亡保険金受取人に定める場合は、必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままにお申込みされた場合には、ご契約のその被保険者に対する部分が無効となります。

(2)お申込後にご注意いただきたいこと

■職業または職務の変更について

お申込後、職業または職務に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受損害保険会社にご通知ください。ご通知がない場合は、保険金を削減してお支払いすることやご契約のその被保険者に対する部分が解除されることがありますのでご注意ください。

なお、変更によって、以下の職業または職務に該当した場合は、ご契約を解除することができます。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

■被保険者による保険契約の解除請求について

普通傷害保険、普通傷害保険(青年アクティブ型)、医療保険では、被保険者となることに同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、企業・団体窓口にご連絡ください。

③ 責任開始期

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。

④ 保険金をお支払いできない主な場合

■責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。

■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

普通傷害保険 P32、

普通傷害保険(青年アクティブ型) P34、

医療保険 P40

⑤ 補償の重複

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。^(注)

(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく 補償項目	補償の重複が 生じる他の 保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任 補償特約
	携行品損害 補償特約

⑥ 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

⑦ 事故が起こった場合等のご連絡先

■事故が起こった場合、保険金支払事由が生じた場合には、遅滞なく企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

■賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおおすすめください。事前のご相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできることがあります。

⑧ ご照会・ご相談窓口

制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の企業・団体窓口へお問い合わせください。

引受損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客様相談室

0120-255-400

[フリーダイヤル(無料)]

[受付時間]午前9時～午後5時

(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

保険年齢表

対象制度：グループ保険・医療保障保険（基本プラン・αプラン）・親介護保険金部分・医療サポート保険 2023年9月1日現在

3歳	2020年3月2日～	2021年3月1日	42歳	1981年3月2日～	1982年3月1日
4歳	2019年3月2日～	2020年3月1日	43歳	1980年3月2日～	1981年3月1日
5歳	2018年3月2日～	2019年3月1日	44歳	1979年3月2日～	1980年3月1日
6歳	2017年3月2日～	2018年3月1日	45歳	1978年3月2日～	1979年3月1日
7歳	2016年3月2日～	2017年3月1日	46歳	1977年3月2日～	1978年3月1日
8歳	2015年3月2日～	2016年3月1日	47歳	1976年3月2日～	1977年3月1日
9歳	2014年3月2日～	2015年3月1日	48歳	1975年3月2日～	1976年3月1日
10歳	2013年3月2日～	2014年3月1日	49歳	1974年3月2日～	1975年3月1日
11歳	2012年3月2日～	2013年3月1日	50歳	1973年3月2日～	1974年3月1日
12歳	2011年3月2日～	2012年3月1日	51歳	1972年3月2日～	1973年3月1日
13歳	2010年3月2日～	2011年3月1日	52歳	1971年3月2日～	1972年3月1日
14歳	2009年3月2日～	2010年3月1日	53歳	1970年3月2日～	1971年3月1日
15歳	2008年3月2日～	2009年3月1日	54歳	1969年3月2日～	1970年3月1日
16歳	2007年3月2日～	2008年3月1日	55歳	1968年3月2日～	1969年3月1日
17歳	2006年3月2日～	2007年3月1日	56歳	1967年3月2日～	1968年3月1日
18歳	2005年3月2日～	2006年3月1日	57歳	1966年3月2日～	1967年3月1日
19歳	2004年3月2日～	2005年3月1日	58歳	1965年3月2日～	1966年3月1日
20歳	2003年3月2日～	2004年3月1日	59歳	1964年3月2日～	1965年3月1日
21歳	2002年3月2日～	2003年3月1日	60歳	1963年3月2日～	1964年3月1日
22歳	2001年3月2日～	2002年3月1日	61歳	1962年3月2日～	1963年3月1日
23歳	2000年3月2日～	2001年3月1日	62歳	1961年3月2日～	1962年3月1日
24歳	1999年3月2日～	2000年3月1日	63歳	1960年3月2日～	1961年3月1日
25歳	1998年3月2日～	1999年3月1日	64歳	1959年3月2日～	1960年3月1日
26歳	1997年3月2日～	1998年3月1日	65歳	1958年3月2日～	1959年3月1日
27歳	1996年3月2日～	1997年3月1日	66歳	1957年3月2日～	1958年3月1日
28歳	1995年3月2日～	1996年3月1日	67歳	1956年3月2日～	1957年3月1日
29歳	1994年3月2日～	1995年3月1日	68歳	1955年3月2日～	1956年3月1日
30歳	1993年3月2日～	1994年3月1日	69歳	1954年3月2日～	1955年3月1日
31歳	1992年3月2日～	1993年3月1日	70歳	1953年3月2日～	1954年3月1日
32歳	1991年3月2日～	1992年3月1日	71歳	1952年3月2日～	1953年3月1日
33歳	1990年3月2日～	1991年3月1日	72歳	1951年3月2日～	1952年3月1日
34歳	1989年3月2日～	1990年3月1日	73歳	1950年3月2日～	1951年3月1日
35歳	1988年3月2日～	1989年3月1日	74歳	1949年3月2日～	1950年3月1日
36歳	1987年3月2日～	1988年3月1日	75歳	1948年3月2日～	1949年3月1日
37歳	1986年3月2日～	1987年3月1日	76歳	1947年3月2日～	1948年3月1日
38歳	1985年3月2日～	1986年3月1日	77歳	1946年3月2日～	1947年3月1日
39歳	1984年3月2日～	1985年3月1日	78歳	1945年3月2日～	1946年3月1日
40歳	1983年3月2日～	1984年3月1日	79歳	1944年3月2日～	1945年3月1日
41歳	1982年3月2日～	1983年3月1日	80歳	1943年3月2日～	1944年3月1日

ご自身の保険年齢は
保険年齢表で確認してください。

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター

＜保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡（指定紛争解決機関）＞

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続き実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター

0570-022808【ナビダイヤル（有料）】

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

【受付時間】午前9時15分～午後5時

（土、日、祝日および年末年始を除きます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

（<https://www.sonpo.or.jp/>）

加入申込書兼告知書のご記入例

1 団体情報欄

- 印字されている場合、内容に誤りがないか確認してください。
 - 印字されていない場合は、勤務所名、被保険者番号（職員番号）を記入してください。

② 被保險者氏名、性別、生年月日欄

- 印字されている場合、内容に誤りがないか確認してください。
 - 印字されていない場合は、必ず被保険者氏名（カナ）、性別、生年月日をご記入ください

③ お申し込み欄

- 申込書提出の際は、すべての商品に記入・チェックをしてください。(加入希望なしの際は「加入しない」にチェック)
 - なお、グループ保険ボーナス払のみの加入はできません。

④ 死亡保険金受取人欄

- 新規で指定または変更する場合、受取人コード（「9.個人指定」の場合のみ個人名（カナ））を記入してください。
 - 死亡保険金受取人は、配偶者および2親等以内の血族（子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）のなかからご指定をお願いいたします。

⑤ 指定代理請求者

- 続柄コード・個人名（カナ）を記入してください

⑥ 申込日（告知日）・確認印

- 申込日（告知日）については、申込書裏面の告知内容をご確認いただいた日付をご記入ください。
 - 印鑑は、はっきりと2枚とも押印してください。2枚目は本人控となります。

※減額・脱退・その他変更の場合も必ず申込日を記入し、申込印を押印ください。